



## 行政の 焦点

精神障害の労災請求件数は、年々増加傾向にあります。全国の請求件数は、平成21年度に1000件、令和元年度に2000件を超え、令和4年度では2600件を超えました。

厚生労働省では、労働者に発病した精神障害について、仕事が主な原因と認められるかの判断の基準として平成23年12月に「心理的負荷による精神障害の認定基準」を定め、これに基づいて労災認定を行ってきましたが、この認定基準が令和5年9月に改正がされました。改正の背景として、近年の社会情勢の変化や労

災請求件数の増加等に鑑み、最新の医学的知見を踏まえて認定基準の改正が行われました。今回の改正に関する3つのポイントを紹介します。

1、業務による心理的負荷評価表が見直しされました。

● 具体的な出来事について「顧客や取引先、施設利用者等から著しい迷惑行為を受けた」（いわゆるカスタマーハラスメント）と「感染症等の病気や事故の危険性が高い業務に従事した」の二つの出来事が追加されました。類似性の高い具体的出

来事の統合等が行われました。

● 心理的負荷表の心理的負荷の強度が「強」「中」「弱」となる具体

## 「心理的負荷による精神障害の認定基準」の改正



例が拡充されました。一部の心理的負荷の強度しか具体例が示されていないか具体的な出来事について、他の強度の具体例が明記されました。

2、業務外で既に発病していた精神障害の悪化について労災認定できる範囲が見直しされました。**【変更前】**

悪化前おおむね6か月以内に「特別な出来事」（特に強い心理的負荷となる出来事）がなければ業務と悪化との間の因果関係を認めていなかった。

### 【変更後】

悪化前おおむね6か月以内に「特別な出来事」がない場合でも、「業務による強い心理的負荷」により悪化したと医学的に判断される場合には、業務と悪化との間の因果関係が認められる。

3、速やかに労災決定ができるよう必要な医学意見の収集方法が見直しされました。

● 主治医意見の他に専門医による医学的意見の収集を必須とする範囲等を

見直したことで労災決定までの期間を短縮できる事案が増加します。

その他に精神障害の治療となる場合をより具体化、明確化されました。ただし、精神障害が労災保険上の治癒（症状が安定し、慢性症状は持続しても医療効果を期待しえない状態）となる場合の考え方に変更はありません。「精神障害の労災認定」のパンフレットには（例）が掲載されており、ますので参考にしてください。



厚生労働省ホームページ「心理的負荷による精神障害の認定基準」の改正

イラスト・木村武司